

令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、令和 2 年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県。

【令和 2 年度調査方法】

令和 2 年度中に新たに相談・通報があった事例や令和元年度以前に相談・通報があったもののうち、令和 2 年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について Excel ファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

【調査結果概要】

1. 高齢者虐待判断件数等

（【 】内は添付資料：調査結果のページ番号）

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが令和 2 年度で 595 件であり、前年度より 49 件（7.6％）減少したのに対し、養護者（※2）によるものは 17,281 件であり、前年度より 353 件（2.1％）増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者によるものが 2,097 件であり、前年度より 170 件（7.5％）減少したのに対し、養護者によるものは 35,774 件であり、前年度より 1,717 件（5.0％）増加した。

| |
|-----------|
| 表 1、図 1～2 |
|-----------|

【2～6P、11～13P】

表1 高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数（令和元年度対比）

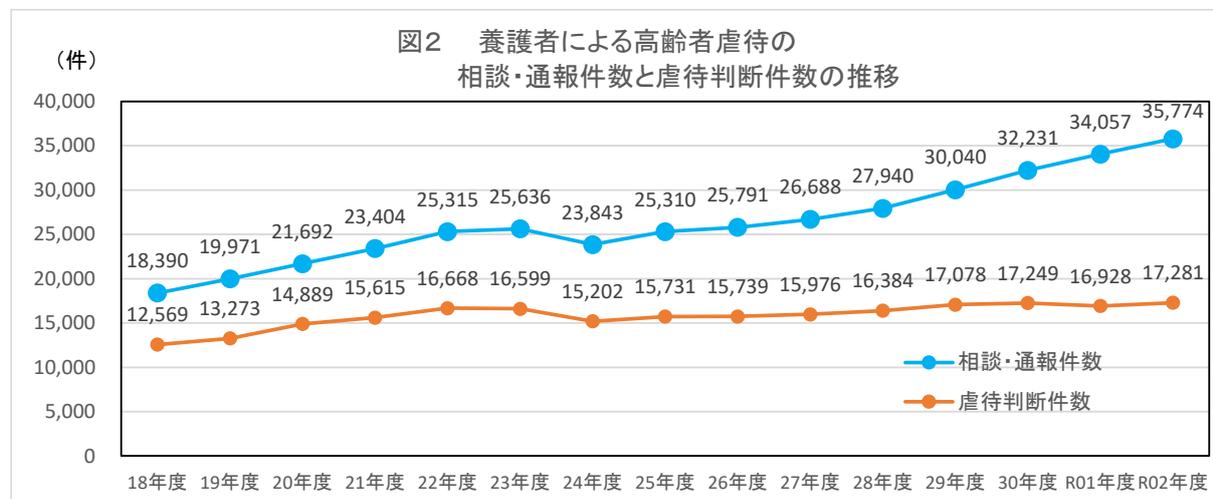
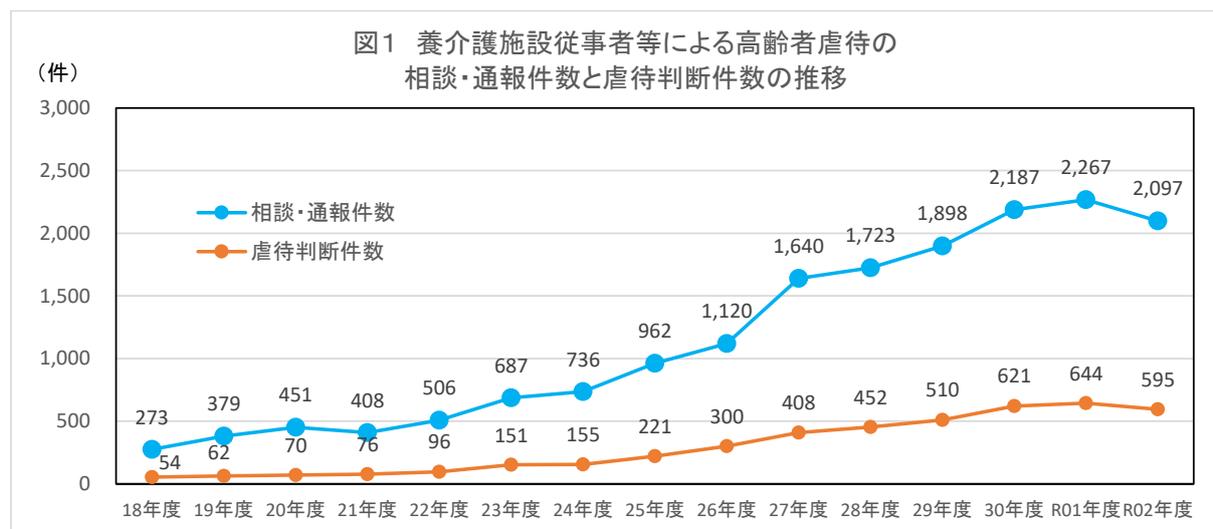
| | 養介護施設従事者等（※1）によるもの | | 養護者（※2）によるもの | |
|-------------|--------------------|------------------|----------------|------------------|
| | 虐待判断件数（※3） | 相談・通報件数（※4） | 虐待判断件数（※3） | 相談・通報件数（※4） |
| 令和2年度 | 595件 | 2,097件 | 17,281件 | 35,774件 |
| 令和元年度 | 644件 | 2,267件 | 16,928件 | 34,057件 |
| 増減 (増減率) | -49件 (-7.6%) | -170件 (-7.5%) | 353件 (2.1%) | 1,717件 (5.0%) |

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数



2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 2,390 人のうち、「当該施設職員」が 637 人 (26.7%) で最も多く、次いで「当該施設管理者等」が 346 人 (14.5%) であった。「家族・親族」は 332 人 (13.9%) であり、令和元年度 (499 人、18.9%) から減少した。(複数回答)【2~3P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 2,097 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 4 日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 34 日であった。【3P】

(3) 虐待の発生要因

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 290 件 (48.7%) で最も多く、次いで「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が 132 件 (22.2%)、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 102 件 (17.1%)、「倫理観や理念の欠如」が 87 件 (14.6%)、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が 63 件 (10.6%) であった。(複数回答)【4P】

(4) 過去の指導等

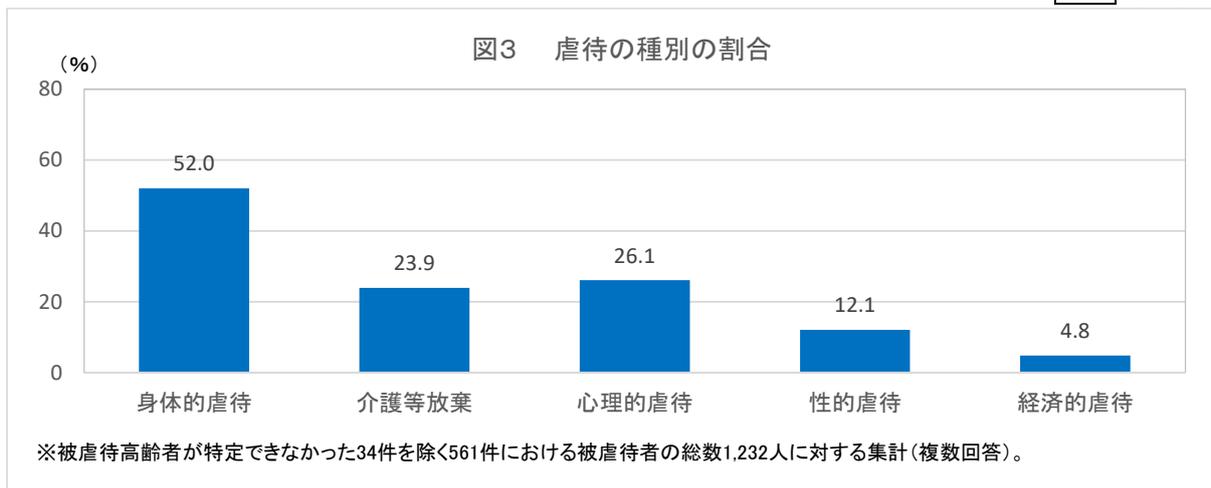
虐待の事実が認められた 595 件の施設・事業所のうち、153 件 (25.7%) が過去何らかの指導等 (虐待以外の事案に関する指導等を含む) を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが 93 件 (15.6%) あった。【4P】

(5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

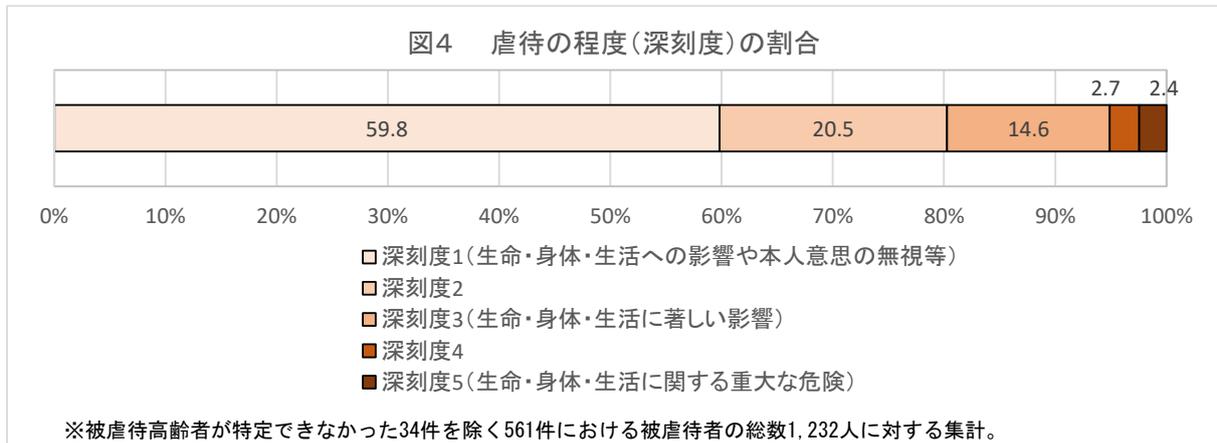
「特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)」が 168 件 (28.2%) で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 161 件 (27.1%)、「認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)」が 83 件 (13.9%)、「介護老人保健施設」が 50 件 (8.4%) であった。【6P】

(6) 虐待の内容

○ 養介護施設従事者等による虐待において特定された被虐待高齢者 1,232 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 641 人 (52.0%) で最も多く、次いで「心理的虐待」321 人 (26.1%)、「介護等放棄」295 人 (23.9%) であった。(複数回答) 図 3【7P】



- 被虐待高齢者 1,232 人のうち、「身体拘束あり」は 317 人 (25.7%) であった。【7P】
- 虐待の程度 (深刻度) では、5 段階評価で最も軽い「深刻度 1」(生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等) が 737 人 (59.8%) である一方、最も重い「深刻度 5」(生命・身体・生活に関する重大な危険) は 30 人 (2.4%) であった。【図 4】【8P】
- 養介護施設従事者等による虐待における死亡事例は 3 件であった。

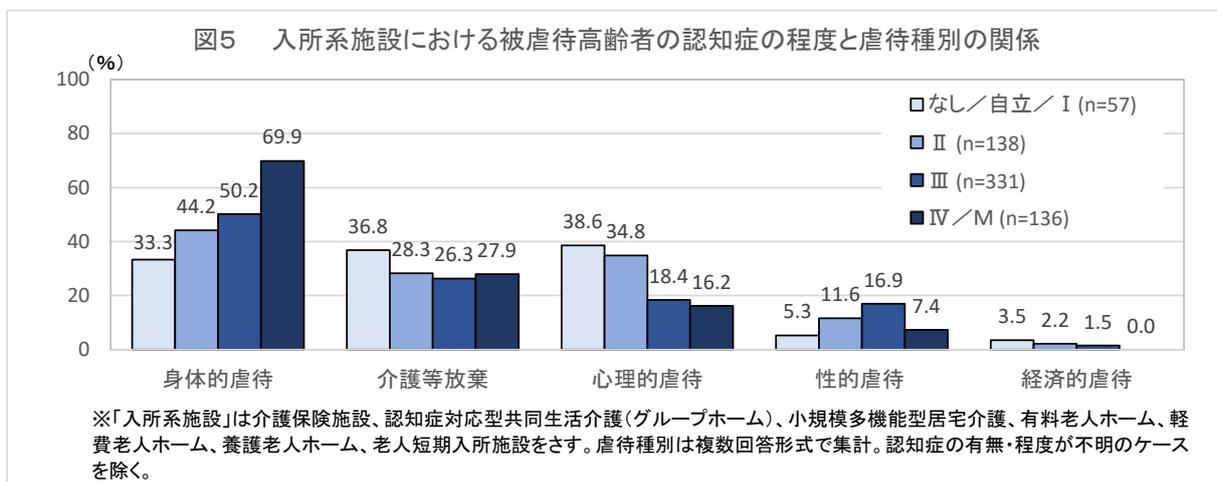


(7) 被虐待高齢者の状況

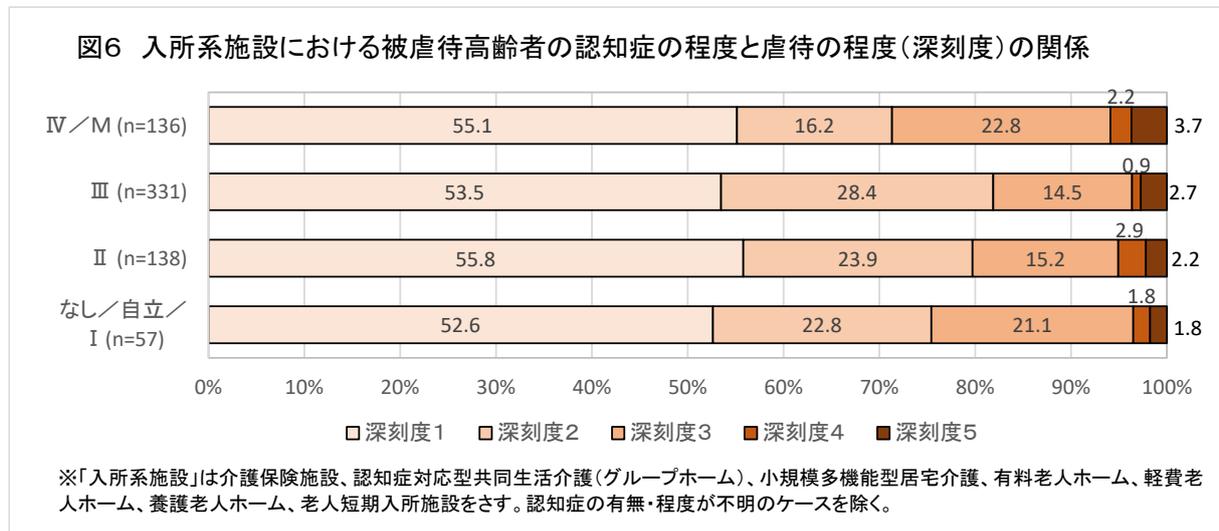
- 被虐待高齢者 1,232 人のうち、「女性」が 855 人 (69.4%) を占め、年齢は「85～89 歳」が 280 人 (22.7%)、「90～94 歳」が 275 人 (22.3%) であった。また、要介護度 3 以上の者が 816 人 (66.2%)、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が 858 人 (69.6%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) A 以上の者が 636 人 (51.6%) であった。【8～9P】

(認知症との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅳ/Mの場合、身体的虐待を受ける割合が特に高い。【図 5】【25P】

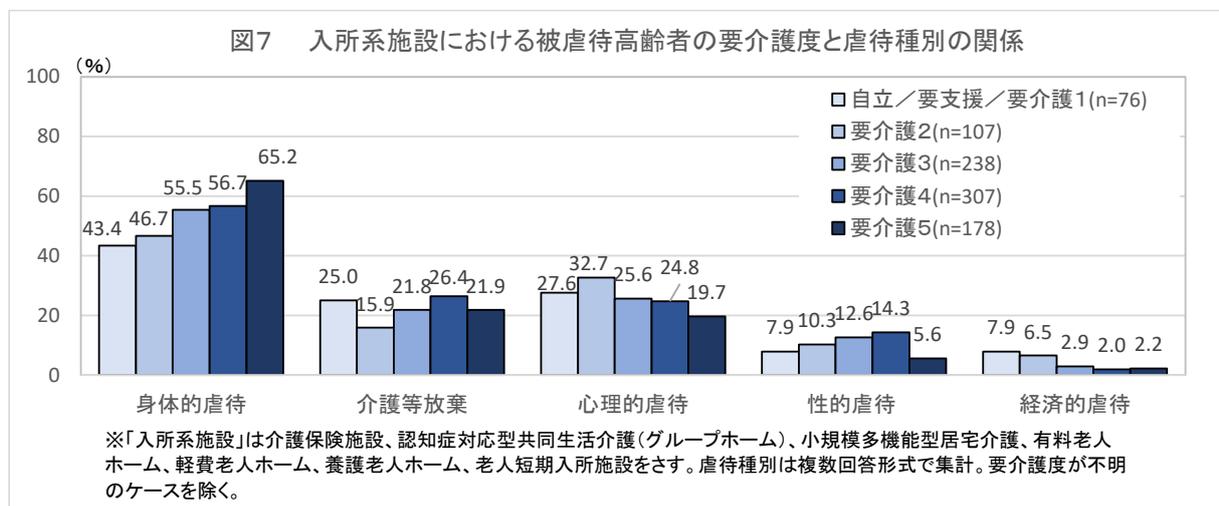


- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅳ/Mの場合「深刻度3」以上の割合が28.7%を占めていた。【図6】【25P】



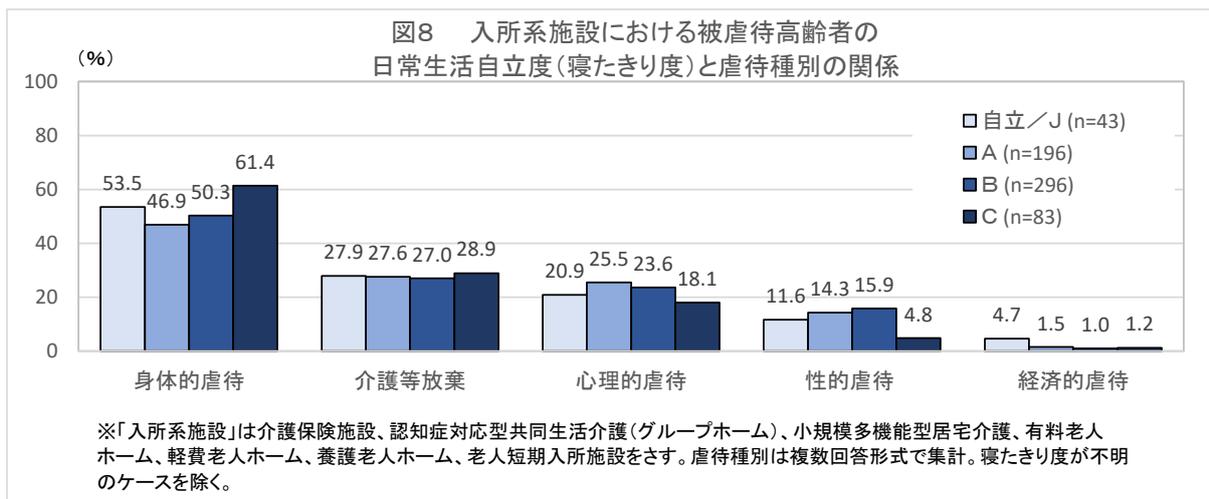
(要介護度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、要介護度が重度になるほど「身体的虐待」の割合が高まる傾向がみられた。【図7】【26P】



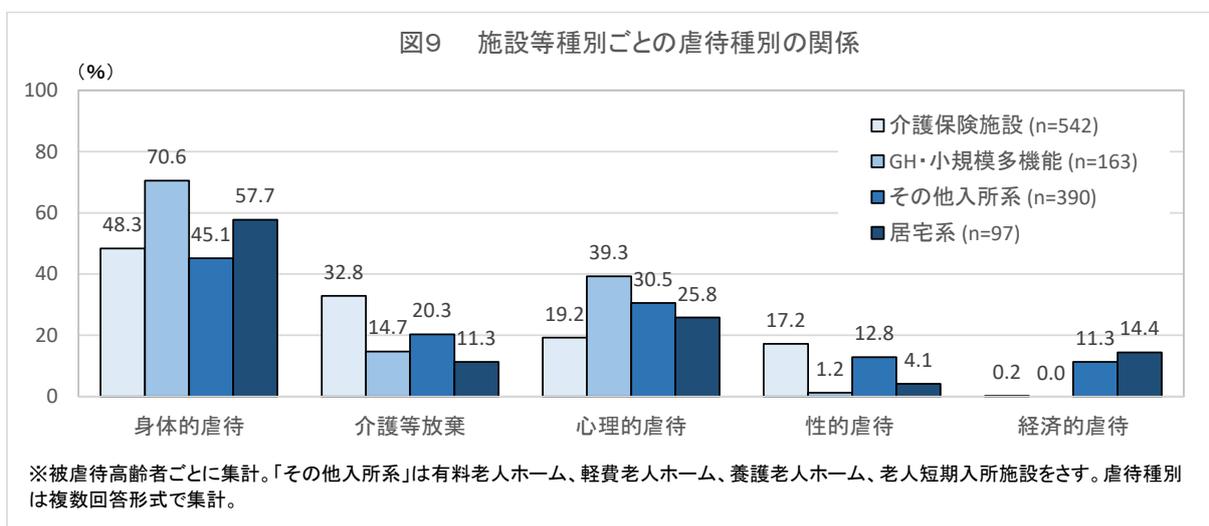
(日常生活自立度（寝たきり度）との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「日常生活自立度（寝たきり度）」と「虐待種別」の関係をみると、「日常生活自立度（寝たきり度）」が低くなる（身体機能が低下する）ほど「身体的虐待」の割合が高い傾向がみられた。【図8】【26P】

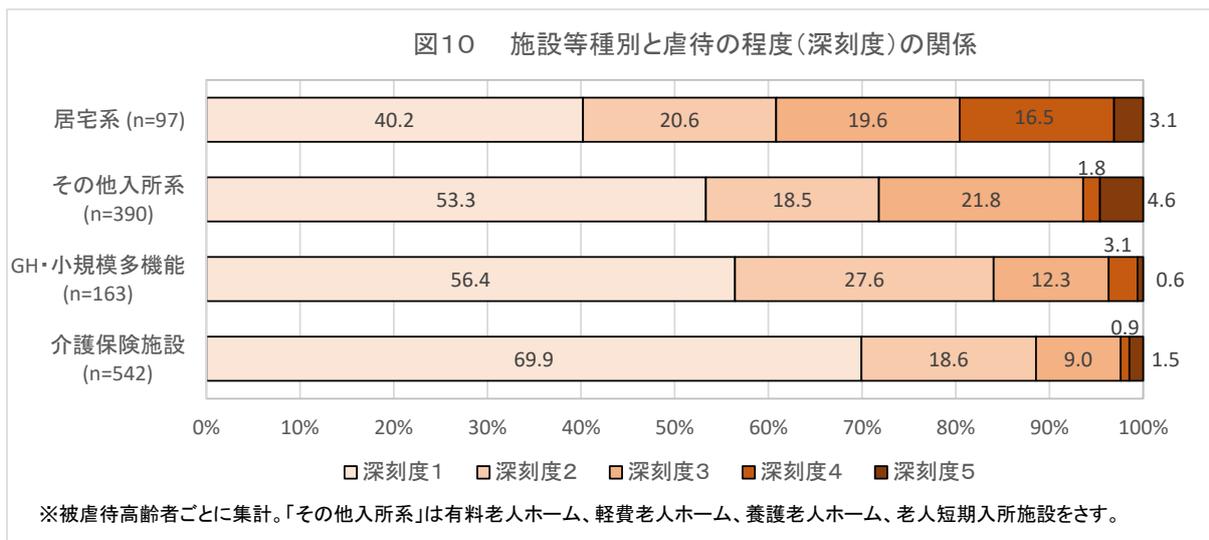


(施設種別との関係)

- いずれの施設種別においても「身体的虐待」が含まれる割合が最も高く、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」では70.6%を占める。
- 「介護保険施設」では他の施設種別と比べ「介護等放棄」が含まれる割合が高く「心理的虐待」が含まれる割合は低い。
- 「その他入所系」や「居宅系」では、他の施設種別に比べて「経済的虐待」が含まれる割合が高い。図9【27P】

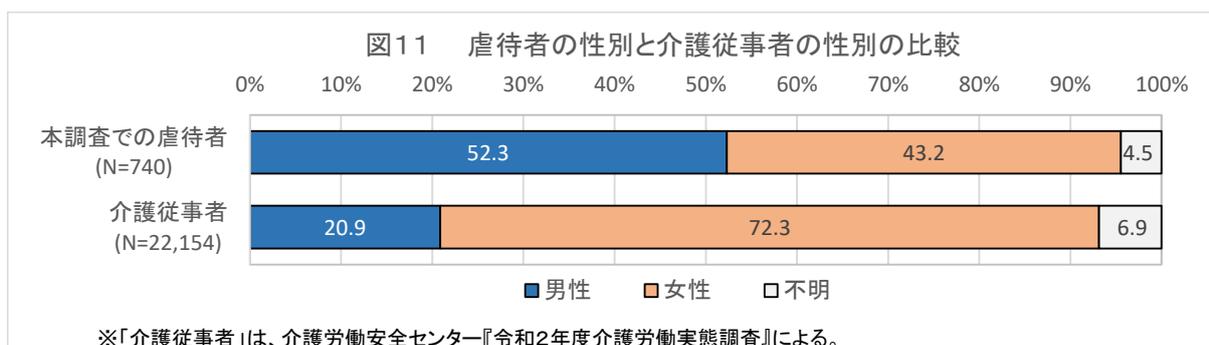


- 「施設種別」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、「その他入所系」や「居宅系」事業所において「深刻度3以上」の割合が高い傾向がみられた。図10【28P】

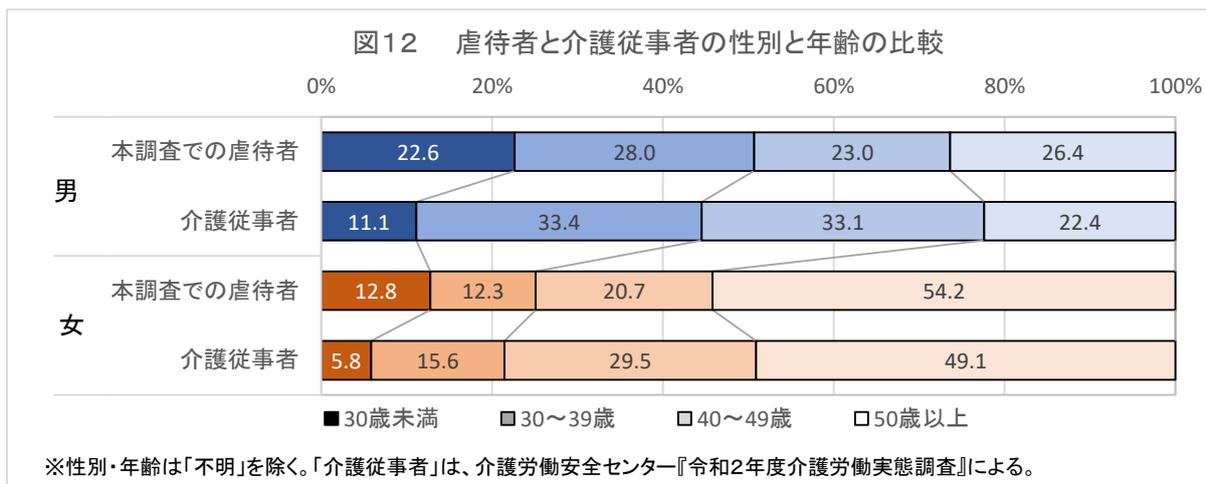


(8) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況

- 養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者の740人のうち、「40～49歳」が117人(15.8%)、「30～39歳」が111人(15.0%)、「50～59歳」が109人(14.7%)、「30歳未満」が96人(13.0%)、職種は「介護職」が585人(79.1%)であった。【9P】
- 虐待者の性別は、「男性」が387人(52.3%)、「女性」が320人(43.2%)であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体(介護労働実態調査)に占める男性の割合が20.9%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が52.3%であることを踏まえると、虐待者は相対的に男性の割合が高い。【図11】【28P】



- 虐待者の男女別年齢と介護従事者を比較すると、男性・女性ともに「30歳未満」の虐待者の割合が介護従事者全体よりも高い傾向がみられる。【図12】【28P】



(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、指定効力の停止等の対応が取られていた。【10P】

3. 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 38,402 人のうち「警察」が 11,978 人 (31.2%) で最も多く、次いで「介護支援専門員」が 9,760 人 (25.4%)、「家族・親族」が 3,127 人 (8.1%) であった。【11P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 35,774 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

○ 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 2 日であった。【12P】

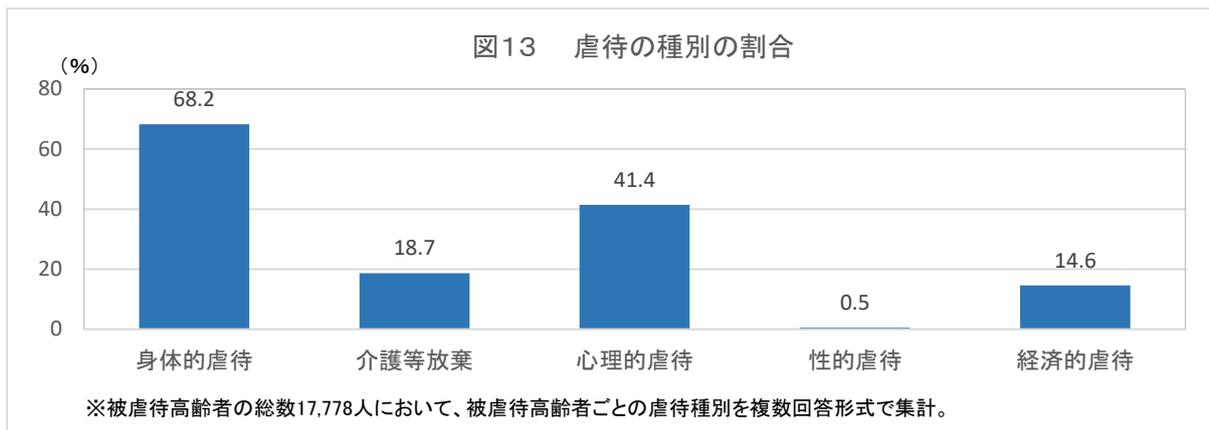
○ 相談・通報件数 36,822 件 (令和元年度以前に相談・通報があったもののうち、令和2年度中に事実確認を行ったものを含む。) について、市町村が事実確認を行った事例 34,957 件 (94.9%) のうち、「訪問調査」が 22,366 件 (60.7%)、「関係者からの情報収集」が 12,419 件 (33.7%)、「立入調査」が 172 件 (0.5%) により実施された。【12P】

(3) 虐待の発生要因

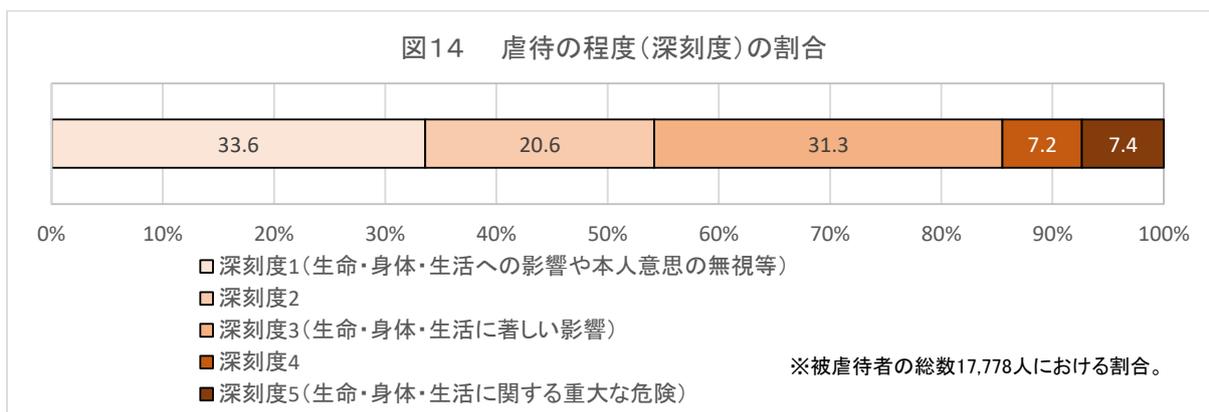
虐待者の「性格や人格 (に基づく言動)」が 9,999 件 (57.9%)、被虐待者の「認知症の症状」が 9,141 件 (52.9%)、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」が 8,638 件 (50.0%) であった。(複数回答) 【13~14P】

(4) 虐待の内容

○ 養護者による虐待において特定された被虐待高齢者 17,778 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 12,128 人 (68.2%) で最も多く、次いで「心理的虐待」が 7,362 人 (41.4%)、「介護等放棄」が 3,319 人 (18.7%)、「経済的虐待」が 2,588 人 (14.6%) であった。(複数回答) 図13 【14P】



○ 虐待の程度（深刻度）の割合は、5段階評価で最も軽い「深刻度1」（生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等）が5,975人（33.6%）と最も多く、次いで「深刻度3」（生命・身体・生活に著しい影響）が5,564人（31.3%）であった。一方、最も重い「深刻度5」（生命・身体・生活に関する重大な危険）は1,307人（7.4%）であった。**図14**【15P】

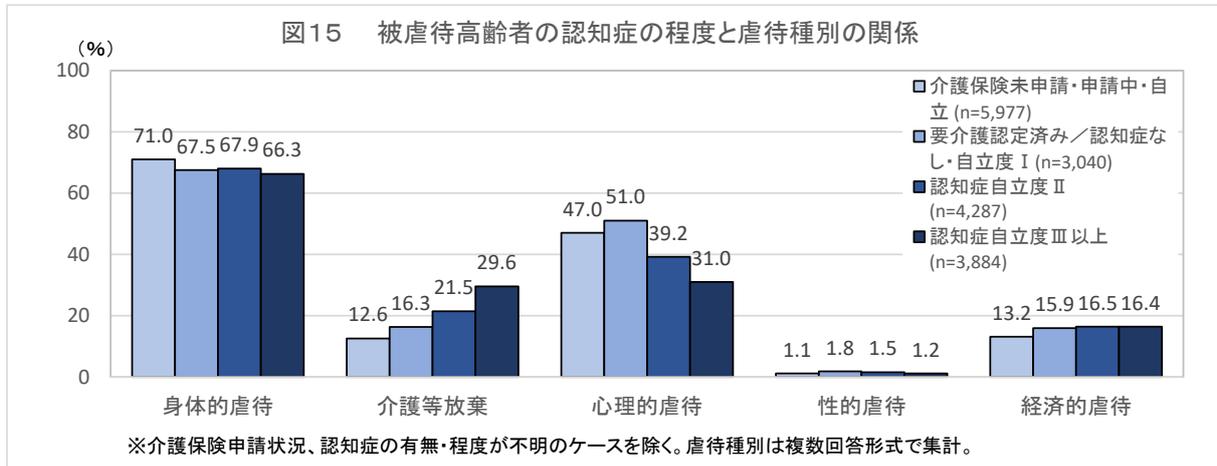


(5) 被虐待高齢者の状況

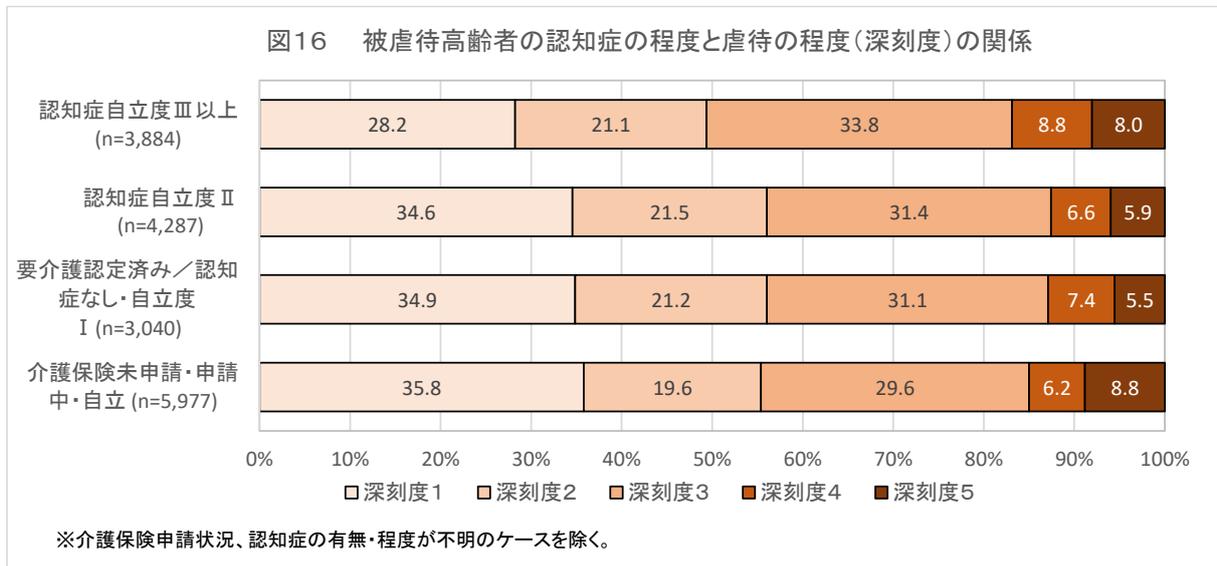
○ 被虐待高齢者17,778人のうち、「女性」が13,377人（75.2%）を占め、年齢では「80～84歳」が4,195人（23.6%）、「75～79歳」が3,713人（20.9%）であった。要介護認定の状況は、「認定済み」が11,741人（66.0%）であり、要介護別の内訳は「要介護1」が3,057人（26.0%）、「要介護2」が2,579人（22.0%）、「要介護3以上」が4,233人（36.1%）であった。また、要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上は8,479人（72.2%）、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上は8,115人（69.1%）であった。**【15～16P】**

(認知症との関係)

- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係を見ると、被虐待高齢者に重度の認知症がある場合には「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。【図 15】【30P】

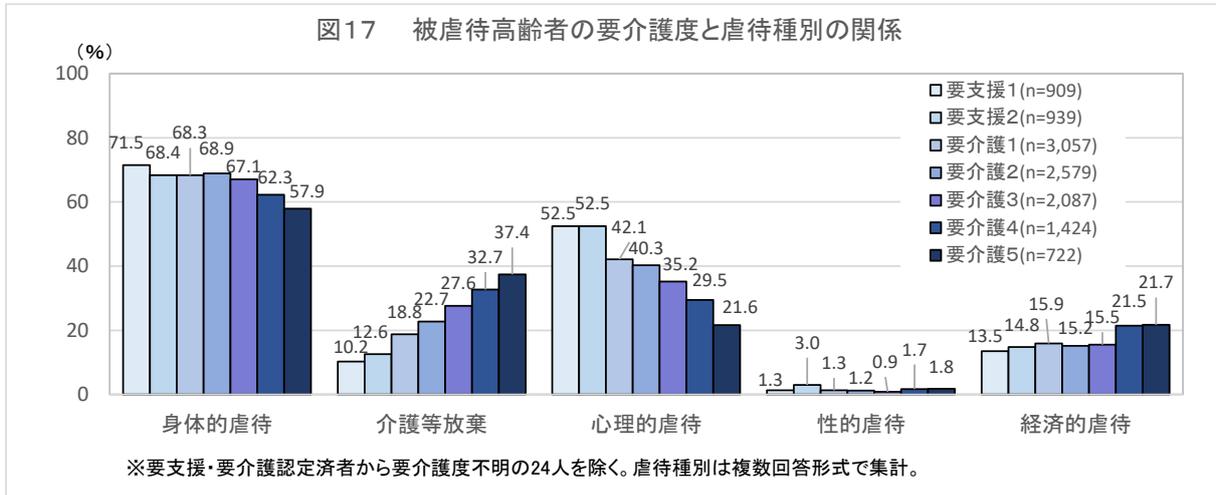


- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係を見ると、「介護保険未申請・申請中・自立」及び「認知症自立度Ⅲ以上」において「深刻度4・5」の割合が相対的に高い。【図 16】【30P】

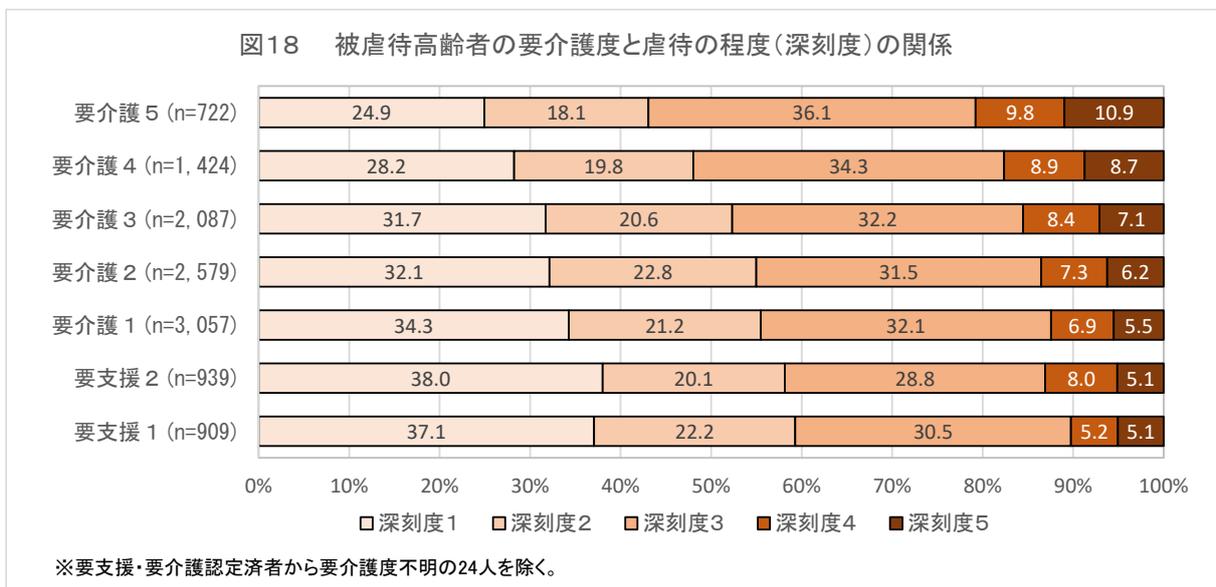


(要介護度との関係)

- 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係を見ると、「心理的虐待」では要介護度が重い方の割合が低く、「介護等放棄」では逆の傾向がみられた。【図 17】【29P】

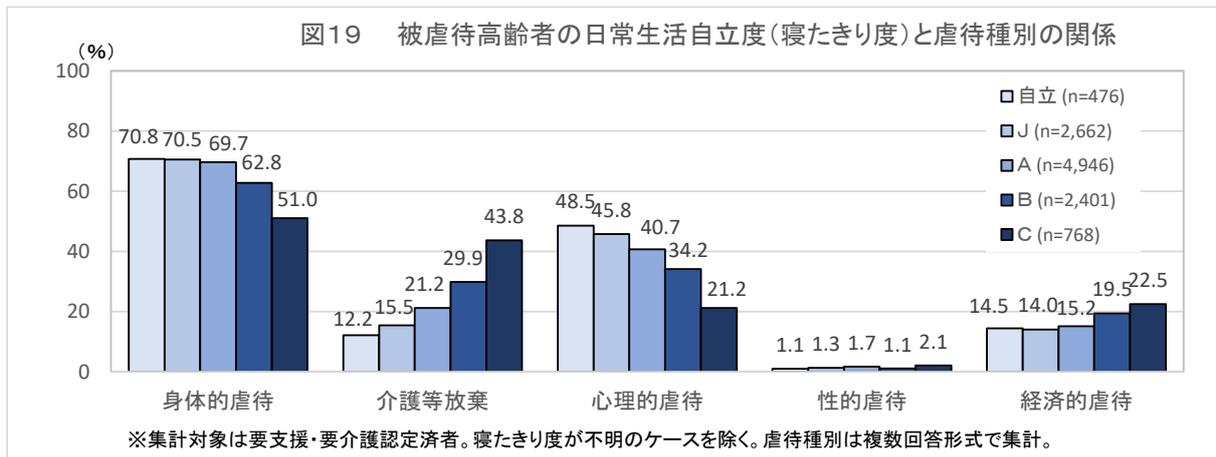


- 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係を見ると、要介護度が重い場合に深刻度が高まる傾向がみられた。【図 18】【30P】

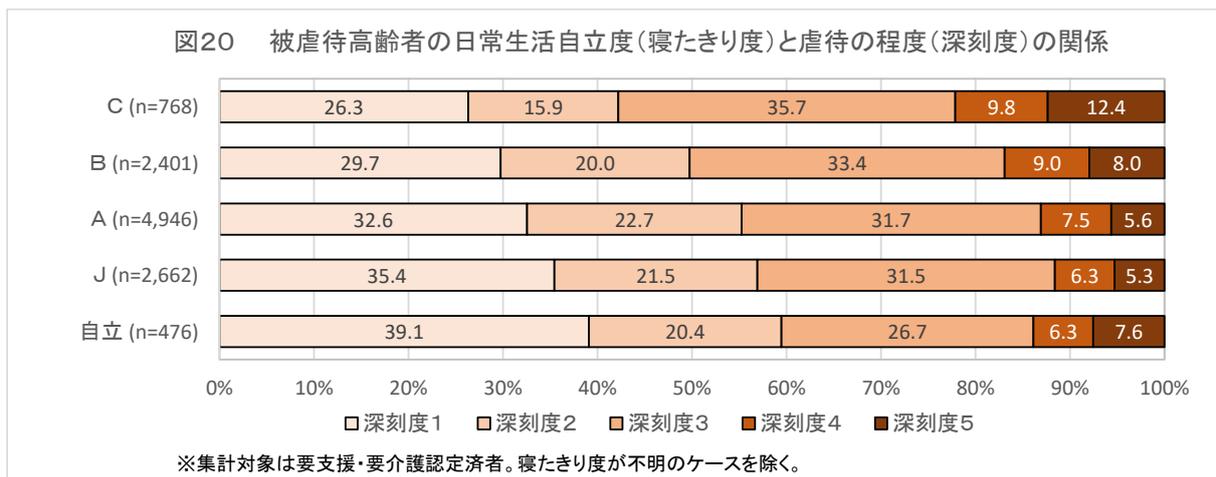


(日常生活自立度(寝たきり度)との関係)

- 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低くなる(身体機能が低下する)ほど「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で、「身体的虐待」や「心理的虐待」については逆の傾向がみられた。【図19】【31P】

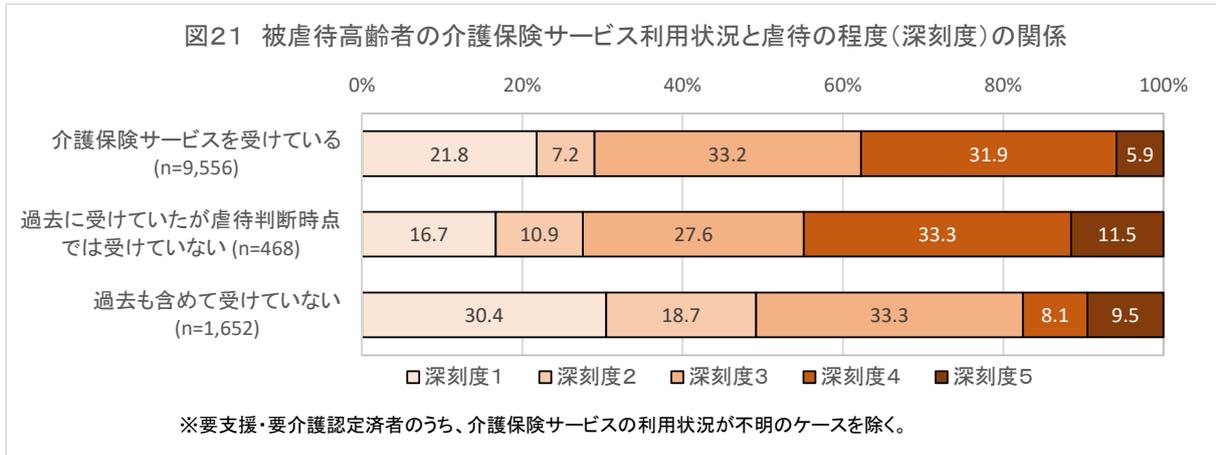


- 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低い(身体機能が低下している)場合、虐待の深刻度が高くなる傾向がみられた。【図20】【31P】

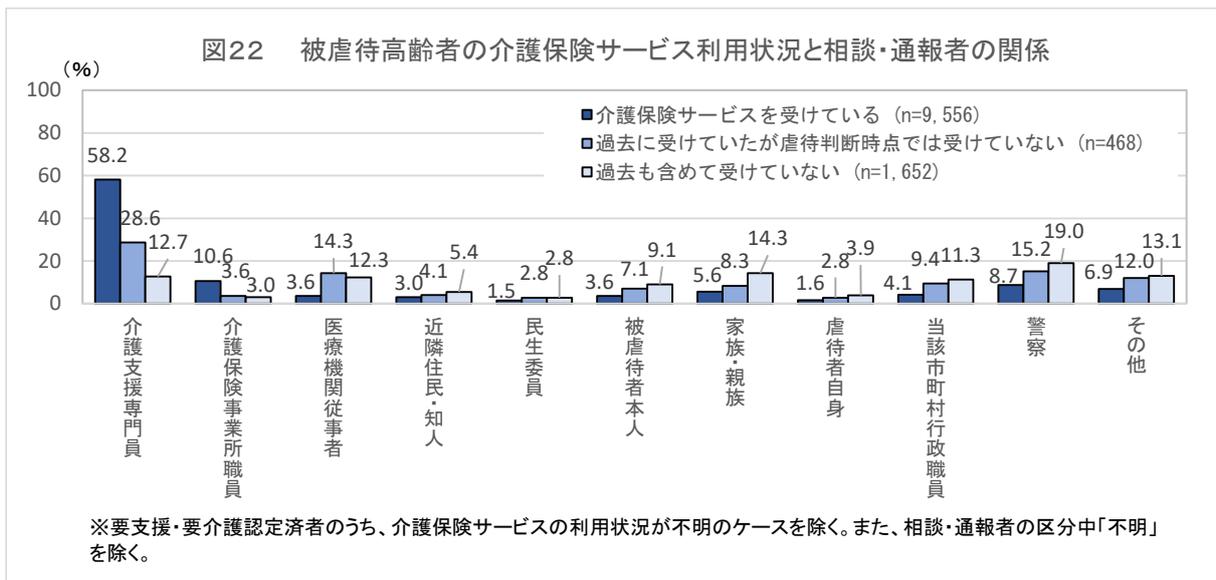


(介護保険サービス利用状況との関係)

- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「虐待の程度（深刻度）」との関係をみると、介護保険サービスを受けている場合には、虐待の深刻度が最も高い「深刻度5」の割合が相対的に低かった。【図 21】【32P】

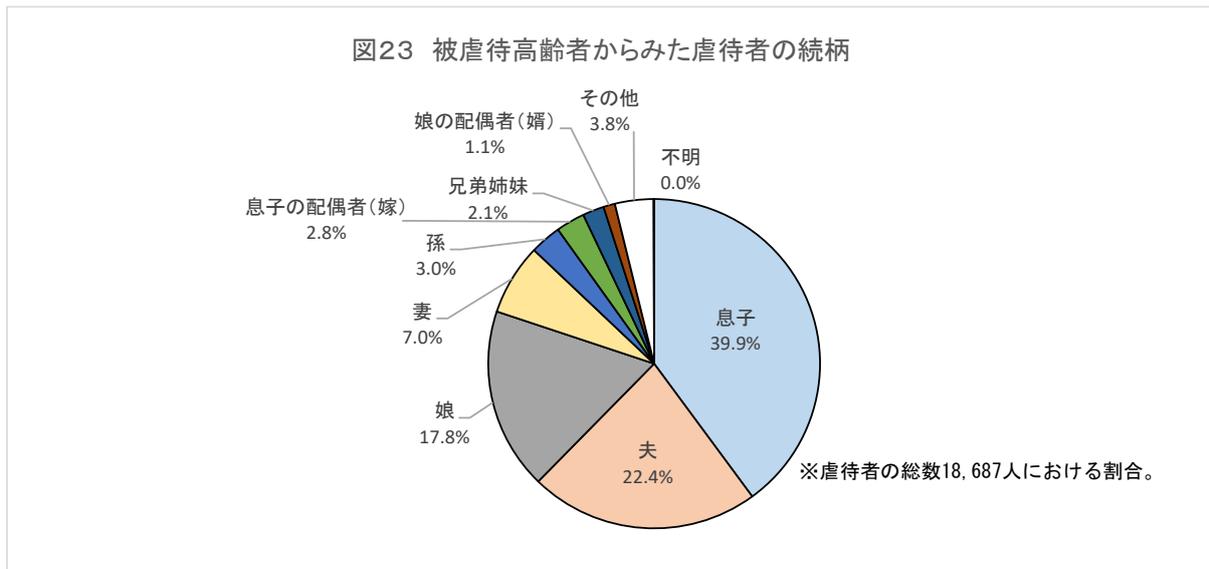


- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「相談・通報者」との関係を見ると、介護保険サービスを受けている場合では、相談・通報者に「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が含まれる割合が相対的に高かった。過去受けていたが虐待判断時点では受けていない場合では、相談・通報者に「医療機関従事者」が含まれる割合が相対的に高かった。過去も含めて受けていない場合では、相談・通報者に「警察」「家族・親族」「被虐待者本人」が含まれている割合が相対的に高かった。【図 22】【31P】



(6) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

- 被虐待高齢者における虐待を行った養護者（虐待者）との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が 9,308 人（52.4%）で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の 6,401 人（36.0%）と合わせると 15,709 人（88.4%）の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。【17P】
- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 7,462 人（39.9%）で最も多く、次いで「夫」が 4,183 人（22.4%）、「娘」が 3,330 人（17.8%）であった。図 23 【18P】



- 虐待者の年齢は、「50～59歳」が 25.8%と最も多く、次いで 70～79歳（「70～74歳」と「75～79歳」の合計）が 16.7%、「40～49歳」が 16.2%、60～69歳（「60～64歳」と「65～69歳」の合計）が 15.5%の順であった。【18P】

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待への対応については、「虐待者から分離を行った事例」が 6,620 人（26.7%）であり、そのうち、「介護保険サービスの利用」が 2,092 人（31.6%）で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 1,233 人（18.6%）、「やむを得ない事由等による措置」が 945 人（14.3%）、「住まい・施設等の利用（介護保険サービスの利用等を除く。）」が 943 人（14.2%）であった。【18～19P】

一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・指導」が 6,815 人（53.9%）で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が 3,310 人（26.2%）であった。【19P】

- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が 941 人、「利用手続中」が 610 人であり、これらを合わせた 1,551 人のうち市町村長申立の事例は 1,003 人（64.7%）であった。【19P】

(8) 虐待等による死亡事例

養護者（介護をしている親族を含む）による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（令和2年度中に発生・市町村把握）は、「養護者による被養護者の殺人」が12人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が4人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が3人、「その他」が6人となっており、合計25人であった。表2【19～20P】

表2 虐待等による死亡事例の推移

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R01 | R02 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 31 | 27 | 24 | 31 | 21 | 21 | 26 | 21 | 25 | 20 | 24 | 28 | 21 | 15 | 25 |
| 人数 | 32 | 27 | 24 | 32 | 21 | 21 | 27 | 21 | 25 | 20 | 25 | 28 | 21 | 15 | 25 |

4. 自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(1) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

令和2年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が1,494市町村（85.8%）で実施されている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が917市町村（52.7%）、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が897市町村（51.5%）と半数程度にとどまる。

令和元年度と比べて「地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修」、「居宅介護サービス事業者に法について周知」、「介護保険施設に法について周知」等の実施割合が低下していた。【22P】

市町村での18項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数との関係を見ると、取組項目が多い市町村ほど高齢者人口比当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。図24【35P】

なお、市町村での18項目の取り組み状況と養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数の関係については、明確な関連性は見出せなかった。

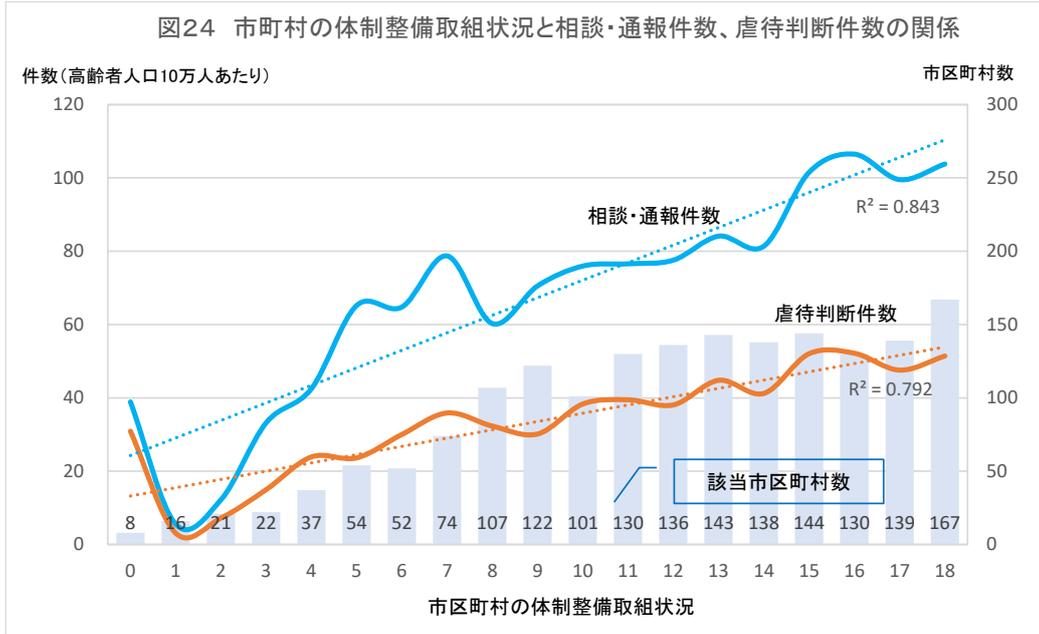


表3 市町村における体制整備の取組項目

| | |
|----------|---|
| 体制・施策強化 | 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中） |
| | 地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中） |
| | 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中） |
| | 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成 |
| | 終結事案の事後検証 |
| | 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言 |
| | 居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 |
| 行政機関連携 | 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化 |
| | 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備 |
| | 高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議 |
| | 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整 |
| | 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化 |
| | 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化 |
| ネットワーク構築 | 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組 |
| | 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 |
| | 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 |
| 周知の | 居宅介護サービス事業者に法について周知 |
| | 介護保険施設に法について周知 |

(2) 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

令和2年度の高齢者権利擁護等推進事業関連事業では、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は39都道府県（83.0%）で、「市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）」は36都道府県（76.6%）で実施されていた。一方、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み9都道府県）、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）」（実施済み12都道府県）などを実施している都道府県は限られていた。【24P】